

沢川総合開発事業に関する基本協定書

(昭和55年6月16日締結)

変更 昭和60年10月16日

平成元年4月4日

河川管理者長野県知事職務代理者長野県副知事吉村午良（以下「甲」という。）と水道用水供給事業者長野県上伊那広域水道用水企業団企業長三沢功博（以下「乙」という。）とは、河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき、沢川総合開発事業を共同して施行することについて次のとおり協定する。

（基本計画）

第1条 沢川総合開発事業（以下「事業」という。）の基本計画は、別添沢川総合開発事業計画書のとおりとし、これを変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（事業費）

第2条 この事業に要する費用（以下「事業費」という。）の概算額は、287億円とする。

2 前項の事業費の負担割合は、次のとおりとする。

	負担割合
甲	1000分の695
乙	1000分の305

3 設計変更等に伴い、前項の負担割合を変更する必要があるときは、甲、乙協議して決定する。

（工事の施行）

第3条 この事業のうち、乙の負担すべき事業の部分は、甲にその施行を委託するものとする。

（工期）

第4条 この事業は、平成5年3月31日までに完成するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに完成することが困難となったときは、甲、乙協議のうえ延長することができる。

（兼用工作物の持分）

第5条 事業が完成した場合における兼用工作物は、甲、乙の共有物とし、第2条第2項に規定する負担割合に応じて、それぞれの持分を保有するものとする。

（ダムの管理）

第6条 事業完成後におけるダムの維持、操作およびその他の管理並びに管理に要する費用の負担方法については、甲、乙協議して決定するものとする。

（不用物件および残存物件）

第7条 この事業施行期間中に生じた不用物件及び、この事業の完成後における残存物件については、「補助事業における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省発令第74号）」によって評価し、第2条第2項に規定する事業費の負担割合に応じ

て配分するものとする。

(協定外の事項)

第8条 この協定に定めがない事項、または、この協定により難い事項が生じたときは、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じこの事業に係る水利権の消滅する時まで効
力を有するものとする。

附 記

この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する
ものとする。

昭和55年6月16日 甲 河川管理者
長野県知事職務代理者 長野県副知事 吉村午良
乙 水道用水供給事業者
上伊那広域水道用水企業団 企業長 三沢功博

附 記 (昭和60年10月16日変更)

この協定の証として、本書、2通を作成し、当事者記名、押印のうえ各自1通を保有す
るものとする。

締結日 昭和60年10月16日 甲 河川管理者
長野県知事 吉村午良
乙 水道用水供給事業者
上伊那広域水道用水企業団 企業長 三沢功博

附 記 (平成元年4月4日変更)

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名、押印のうえ各自1通を保有す
るものとする。

締結日 平成元年4年4日 甲 河川管理者
長野県知事 吉村午良
乙 水道用水供給事業者
上伊那広域水道用水企業団 企業長 原久夫

1 事業の概要

- (1) 沢川ダムは天竜川水系の長野県上伊那郡箕輪町長岡新田地先に多目的ダムとして建設するもので、沢川総合開発の一環をなすものである。

ダムは重力式コンクリートダムとして高さ 72.0m、総貯水容量 9,500,000[・]、有効貯水量 8,300,000[・]で、洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道用水の供給を目的とするものである。

○洪水調節

ダム地点の計画洪水流量 280[・]/s のうち 230[・]/s の洪水調節を行ない、沢川下流域の水害を防除する。

○流水の正常な機能の維持

ダム地点下流の沢川沿岸の取得用水の補給等、流水の正常な機能の維持をはかる。

○上水道用水

上伊那郡箕輪町、南箕輪村、伊那市、駒ヶ根市、宮田村の上水道用水として、ダム地点において、50,000[・]/日 (0.579[・]/s) の取水を可能ならしめる。

2 ダム及び貯水池

(1) ダムの諸元

位置：左岸 長野県上伊那郡箕輪町長岡新田

右岸 同 上

形式：重力式コンクリートダム

堤高：72.0m

堤長：297.5m (前回 310.0m)

非越流部標高：E L 862.0m

(2) 貯水池

集水面積：38.2km²

湛水面積：0.42km²

総貯水容量：9,500,000m³

有効貯水容量：8,300,000m³

常時満水位：E L 846.5m

サーチャージ水位：E L 859.5m

設計洪水位：E L 861.0m

箕輪ダムの管理に関する協定書

(平成5年3月29日締結)

河川管理者 長野県知事 吉村午良 (以下「甲」という。) と水道用水供給事業者 長野県上伊那広域水道用水企業団企業長 原久夫 (以下「乙」という。) とは、昭和55年6月16日付で締結した「沢川総合開発事業に関する基本協定書」第6条に基づき、箕輪ダムの管理について次のとおり協定を締結する。

(基本計画)

第1条 この協定は、沢川総合開発事業によって築造された箕輪ダムの効用を十分に発揮させるため、共同施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「共同施設」とは、甲と乙が共同して設置したダム・建物・機械・土地及びその他の施設をいう。

(共同施設台帳)

第3条 甲と乙は、別に協議して共同施設台帳を作成し、これに共同施設の内訳、明細を記載するものとする。

2 改良又は増設工事の施工、その他の事由により前項の共同施設台帳の記載事項を変更する必要がある場合は甲、乙は協議のうえ変更するものとする。

(共同施設の持分の割合)

第4条 共同施設の甲と乙との持分の割合は、次のとおりとする。

甲 69.5 パーセント

乙 30.5 パーセント

(共同施設の管理)

第5条 共同施設の管理は、甲が行うものとする。

(ダムの操作規則)

第6条 甲はダムの操作について、操作規則を作成するものとする。

2 甲は前項の操作規則を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。

(管理費)

第7条 共同施設の管理に要する経費 (以下「管理費」という。) は、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により負担するものとする。

2 甲は毎年10月末日までに、翌年度における共同施設の管理に関する実施計画及び管理費の予定額を乙と協議するものとする。

3 甲は前項の実施計画及び管理費の予定額に変更を生ずることが明らかになったときは、乙と協議するものとする。ただし災害復旧等緊急を要する工事については、すみやかに通知するものとする。

(管理費の納付方法)

第8条 乙は前条に定める管理費の50パーセントを9月末日までに、残額を3月末日まで